

第三者保証報告(WEB版)

KPMG

独立保証報告書

2012年9月6日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田 哲郎 殿

KPMG あずさステナビリティ株式会社
東京都新宿区津久戸町1番2号

代表取締役社長 

目的及び範囲
当社は、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したJR東日本グループ社会環境報告書2012(WEB版)(以下、「社会環境報告書」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、社会環境報告書に記載されている2011年4月1日から2012年3月31日までを対象とした「☆」マークの付されている環境パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、「指標」という。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているか、また、重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。社会環境報告書の記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

判断規準
会社は環境省の環境報告ガイドライン2007年版及び環境会計ガイドライン2005年版等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて社会環境報告書を作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。また、重要な環境情報の開示の網羅性についての判断規準としては、ステナビリティ情報審査協会の「環境報告書審査・登録マーク付与基準」(http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logo_huyo_env.pdf) (以下、「マーク付与基準」という。)を用いている。

保証手続
当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISA-E)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びステナビリティ情報審査協会のステナビリティ情報審査実務指針(2012年4月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主として社会環境報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。
当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 社会環境報告書の作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内2事業所における現地往査
- マーク付与基準に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論
上述の保証手続の結果、社会環境報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていない、または、重要な環境情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、ステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

2011年度からの新環境目標において、鉄道事業のCO₂排出量の中期目標は、従来の「CO₂排出総量」での目標設定から、「鉄道事業のエネルギー使用量」と「自営電力のCO₂排出係数」の2つの指標での目標設定に変更されています。これは、震災後の国のエネルギー政策の見直しが続いている中、自社でのコントロールがより可能な指標での目標設定に変更するという判断であったと考えます。ほとんどの新環境目標が2013年度を達成年度とする短期目標ですが、上記の2つは2020年を達成年度とする中期目標となっています。今回の報告書では基準年度の値、2011年度の絶対値での実績、削減率や改善率が開示されていますが、今後は経年の実績の推移もわかるよう開示することで、取り組みの成果が読者にとっても分かりやすいものになると考えます。

また、グループ会社の環境に関する定量情報の開示は「グループ全体の環境負荷」に限られています。鉄道以外の事業の環境負荷を考えれば、グループ会社の取り組みの成果についてより詳細に開示することについて検討の余地があるのではないかと考えます。



KPMG
あずさステナビリティ株式会社
菅生 直美氏